

資産課税課情報	第16号	令和6年9月19日	国税庁資産課税課
---------	------	-----------	----------

『租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて』等の一部改正について（法令解釈通達）」の趣旨説明（情報）

令和6年6月25日付課資3-10ほか2課共同『租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて』等の一部改正について（法令解釈通達）」により、譲渡所得等に関する取扱いについて所要の改正を行ったところであるが、その主な改正事項の趣旨を別紙のとおり取りまとめたので、執務の参考とされたい。

別 紙

〈省略用語例〉

本情報において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示すものである。

措置法、(措法)…………… 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）
措置法令、(措令)…………… 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）
（措規）…………… 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）

※ 各法令は、令和6年9月1日現在による。

○ 「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」の一部改正について

措置法第37条の11の2《特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係

※ アンダーラインを付した部分が改正関係部分である。

【一部改正】

（非課税口座又は未成年者口座から移管された株式のうち特定管理株式等とならないもの）

37の11の2-1 措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理株式等（以下この項及び37の11の2-3において「特定管理株式等」という。）の対象となる特定口座内保管上場株式等からは、次の上場株式等が除かれることに留意する。

ただし、次の上場株式等であっても、措置法令第25条の10の2第14項第30号に掲げる上場株式等に該当するものについては、当該特定口座内保管上場株式等から除かれないものとして差し支えない。

なお、次の上場株式等を非課税口座又は未成年者口座から措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座（以下「特定口座」という。）に移管した場合に、当該特定口座に当該上場株式等と同一銘柄の特定口座内保管上場株式等があるときには、特定管理株式等の売上原価の額又は取得費の額は、所得税法令第108条第1項《有価証券の法定評価方法》又は第118条の規定に基づいて計算した金額となることに留意する。

(1) 非課税口座内上場株式等又は未成年者口座内上場株式等のうち、当該非課税口座内上場株式等又は未成年者口座内上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項《定義》に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれのある銘柄として指定されている期間内に、当該非課税口座内上場株式等に係る非課税口座又は未成年者口座内上場株式等に係る未成年者口座から特定口座に移管がされたもの

(2) 非課税口座内上場株式等又は未成年者口座内上場株式等のうち、措置法規則第18条の10第1項第1号に規定する認可金融商品取引業協会の定める規則に基づき、同号に掲げる店頭管理銘柄株式として指定されている期間内に、当該非課税口座内上場株式等に係る非課税口座又は未成年者口座内上場株式等に係る未成年者口座から特定口座に移管がされたもの

(注) 上記に掲げる上場株式等を非課税口座又は未成年者口座から非課税口座、未成年者口座及び特定口座以外の口座（以下「一般口座」という。）に移管した場合に、一般口座に当該上場株式等と同一銘柄の株式等があるときの当該上場株式等及び当該上場株式等と同一銘柄の株式等の売上原価の額又は取得費の額についても同様であることに留意する。

《説明》

- 1 居住者等が有する特定管理株式等（特定口座で管理する内国法人が発行した上場株式等が上場廃止等により上場株式等に該当しなくなった後、引き続き当該特定口座を開設する金融商品取引業者等に開設される措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理口座において管理する当該内国法人が発行した株式又は公社債をいう。以下同じ。）又は特定口座内公社債（特定口座で管理する内国法人が発行した公社債をいう。以下同じ。）について、株式又は公社債

としての価値を失ったことによる損失が生じた場合とされる清算終了等の一定の事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等又は特定口座内公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額は上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、所得税に関する法令の規定を適用することとされている（措法37の11の2①）。

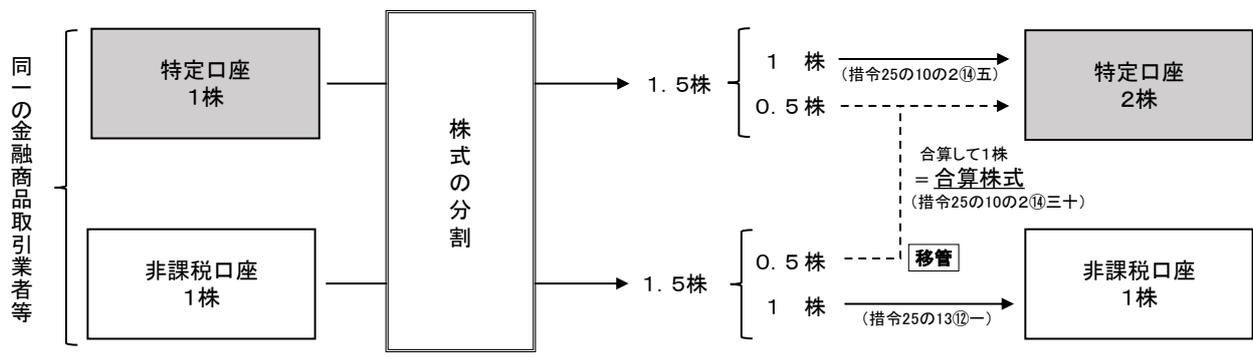
2 なお、「非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税」（NISA）又は「未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税」（ジュニアNISA）においては、非課税口座内上場株式等（措置法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等をいう。以下同じ。）又は未成年者口座内上場株式等（措置法第37条の14の2第1項に規定する未成年者口座内上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡による収入金額が当該非課税口座内上場株式等又は未成年者口座内上場株式等の取得費及び当該譲渡に要した費用の額の合計額又は当該譲渡に係る必要経費に満たない場合における不足額（損失額）はないものとみなすこととされていることから（措法37の14②、37の14の2②）、これらの規定とのバランスを考慮して、非課税口座又は未成年者口座から特定口座に移管された上場株式等のうち、当該上場株式等を譲渡した場合には損失の発生の高蓋然性が高いと認められる一定のものについては、上記1の特例の適用対象外とされており、具体的には、特定管理株式等の範囲から次に掲げる上場株式等が除かれている（措法37の11の2①、措令25の9の2①、措規18の10の2①）。

(1) 非課税口座内上場株式等又は未成年者口座内上場株式等のうち、当該非課税口座内上場株式等又は未成年者口座内上場株式等が上場されている金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄（整理銘柄）又は上場を廃止するおそれがある銘柄（監理銘柄）として当該非課税口座内上場株式等又は未成年者口座内上場株式等が指定されている期間内に、当該非課税口座内上場株式等に係る非課税口座又は当該未成年者口座内上場株式等に係る未成年者口座から特定口座に移管がされたもの

(2) 非課税口座内上場株式等又は未成年者口座内上場株式等のうち、日本証券業協会の定める規則に基づき、当該非課税口座内上場株式等又は未成年者口座内上場株式等が店頭管理銘柄株式として指定されている期間内に、非課税口座又は未成年者口座から特定口座に移管がされたもの

3 ところで、令和6年度税制改正において、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、居住者等が同一の金融商品取引業者等に開設する非課税口座及び特定口座に係る同一銘柄の上場株式等について生じた措置法令第25条の13第12項第1号から第10号までに規定する事由（以下「株式の分割等」という。）により取得する上場株式等で、同項各号及び同令第25条の10の2第14項第1号から第29号までの規定により当該非課税口座又は特定口座に受け入れることができるもの以外のものが追加され（措令25の10の2⑭三十）、当該株式の分割等により取得する上場株式等について、それぞれ1株に満たない端数が生じ、それらを合算すると1株になる場合における当該1株になる上場株式等（以下「合算株式」という。）を特定口座に受け入れることができることとされた。

【措置法令第25条の10の2第14項第30号の規定による特定口座への受け入れ（株式の分割が行われた場合）】



4 この点、特定口座に受け入れられる合算株式のうち非課税口座内上場株式等について生じた端数に相当する部分は、非課税口座から特定口座への移管があったものとみなされることとなるため（措令25の13⑬、同条㉔において準用する同条⑬）、当該移管があったものとみなされる部分が上記2の(1)又は(2)に掲げる上場株式等に該当する場合には、当該特定口座に受け入れられる合算株式は、特定管理株式等の範囲から除かれるのではないかという疑問が生じる。

5 しかしながら、合算株式の一部が、上記2の(1)又は(2)に掲げる上場株式等に該当していたとしても、当該合算株式には、特定口座で管理する上場株式等について生じた端数に相当する部分も含まれていることからすると、これらを一律に特定管理株式等の範囲から除かれるものと解することは、上記2の趣旨に照らし相当ではない。

6 そこで、本項のただし書において、上記2の(1)又は(2)に掲げる上場株式等であっても、合算株式に該当するものは、特定管理株式等の範囲から除かれないものとして差し支えないことを明らかにしている。